

# 建築物省エネ技術実用化支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この事業は、福岡県内の中小企業者（以下「中小企業」という。）が、自社が所有する省エネに関する技術を建築分野への高度化や商品化に向けての課題を解決するために、商品開発、建築材料、建築施工、建築設計、建築省エネ等の高度な技術や豊富な経験・知識を持つ者（以下「専門家」という。）の意見や指導を必要とする場合において、県が最適な専門家を招集し、中小企業者に専門家の意見や指導を受ける機会を付与することにより、中小企業の技術高度化を支援し、県内建築物の省エネ化を促進する。

## (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

## (事業期間)

第3条 当該事業の事業期間は、令和7年12月8日より令和8年3月末日までとする。

## (申請)

第4条 支援を希望する中小企業は、「建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援申請書」（様式第1号）を、令和8年1月9日までに、福岡県（以下「県」という。）に提出しなければならない。

## (支援の決定)

第5条 県は、前条の申請書を受理した場合、申請要件を満たす申請者に対し、「福岡県建築物省エネ技術実用化支援決定通知書」（様式第2号）により通知する。この場合において、県は、当該申請をした者が暴力団（福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（条例第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、支援の決定を取り消すことができる。

## (意見交換会)

第6条 県は、この要綱の目的達成に必要な意見を聞くために専門家からなる福岡県建築物省エネ技術実用化支援事業意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置することができる。

2 意見交換会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (実績報告)

第7条 支援事業者は、支援事業が完了した日（事業完了日）から14日以内に、「福岡県建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援事業実績報告書」（様式第3号）を県に提出しなければならない。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

## (附則)

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

福岡県知事

服部 誠太郎 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

(自署又は記名押印)

### 建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援申請書

建築物省エネ技術実用化支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援申請書を提出します。

記

1 製品（技術）の名称

2 製品（技術）の内容と必要な支援内容

別紙1のとおり。

3 添付書類

- (1) 製品（技術）説明書（別紙1）
- (2) 役員名簿（別紙2）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（別紙3）

建築物省エネ技術実用化支援事業  
製品（技術）説明書

① 製品（技術）の名称

② 製品（技術）と支援内容

【省エネに関する製品（技術）の概要】(MS 明朝 10.5pt 200 文字以内)

【建築分野への参入動機】(MS 明朝 10.5pt 200 文字以内)

③ 企業情報

企業名			
所在地			
担当者		所属部署	
連絡先	(TEL)	(e-mail)	
ホームページ			

④ 補足説明記入欄

※PR したい点等、自由にご記載ください。

事業提案・製品化など

(MS 明朝 10.5pt 文字数制限なし 枠の大きさ自由 図表を交えて説明して下さい。ページが増えても構いません)

(別紙2) (様式第1号関係)

役員名簿

(商号又は名称 )

氏名 (半角カナ、姓と名は半角スペースで分ける)	氏名 (姓と名は全角スペースで分ける)	生年月日				性別 男性:M 女性:F
		大正:T	年	月	日	

- (注) 1 役員全員を記載してください。  
2 必要に応じて適宜、行を追加してください。  
3 個人事業主の場合は、当該事業主について記載してください。

暴力団排除に係る誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

(自署又は記名押印)

建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援の申請に当たり、申請者及び申請者の全役員は下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員が役員等になっている団体ではありません。
- 3 申請者は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている団体ではありません。
- 4 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではありません。
  - (1) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - (2) 暴力団員が実質的に運営している団体
  - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体
- 5 申請者が実施する事業(事業の準備を含む。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 6 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

(様式第2号)

第 号  
年 月  
日

(申請者の商号又は名称)  
(代表者役職・氏名) 殿

福岡県知事  
( 氏名 ) 印

建築物省エネ技術実用化支援決定通知書

年 月 日付で支援申請のあった支援事業については、建築物省エネ技術実用化支援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり支援することに決定したので通知します。

記

1 支援の対象となる製品（技術）及びその支援内容

年 月 日付で申請のあった、建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援申請書に記載のとおりとする。

製品（技術）の名称：

2 支援事業者は、建築物省エネ技術実用化支援事業実施要綱の定め及びこれに基づく知事の指示・命令に従わなければならない。

(様式第3号)

年 月 日

福岡県知事

( 氏名 ) 殿

申請者の住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

(自署又は記名押印)

### 福岡県建築物省エネ技術実用化支援事業に係る支援事業実績報告書

年 月 日付 第 号で採択通知があつた支援事業について、

年 月 日に完了したので、建築物省エネ技術実用化支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 製品（技術）の名称

2 補助事業の実施状況

別紙1の支援事業結果報告書のとおり

支援事業結果報告書

1. 製品（技術）の名称

2. 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3. 支援結果